

新 旧 対 照 表

(姫路市障害者グループホーム新規開設サポート事業助成金交付要綱)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>(助成対象経費)</p> <p>第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）はグループホームの新設を行うために要する経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、他の補助金の交付対象となる経費を除く。</p> | <p>(助成対象経費)</p> <p>第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）はグループホームの新設を行うために要する経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、他の補助金の交付対象となる経費及び第7条第1項の規定による交付決定を受ける前に<u>整備若しくは改修に着手し、又は購入したものに係る経費</u>を除く。</p> |